

令和4年度司法書士試験
田端と一緒に自己分析

択一式

1. 出題形式

午前の部

	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
組み合わせ	34	34	35	31	32	30
単純正誤	1	1	0	4	3	4
個数	0	0	0	0	0	1

午後の部

	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
組み合わせ	35	34	33	35	35	34
単純正誤	0	1	2	0	0	1
個数	0	0	0	0	0	0

2. 科目別ランク

午前の部

	A	B	C
憲法	2問	1問	0問
民法	20問	0問	0問
刑法	2問	1問	0問
会社法	6問	3問	0問
合計	30問	5問	0問

午後の部

	A	B	C
民事訴訟法	3問	1問	1問
民事保全法	1問	0問	0問
民事執行法	1問	0問	0問
司法書士法	1問	0問	0問
供託法	3問	0問	0問
不動産登記法	12問	4問	0問
商業登記法	6問	2問	0問
合計	27問	7問	1問

ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

- A = 正解するべき問題 目安：正答率70%以上
 B = できれば正解したい問題 目安：正答率40%以上70%未満
 C = 正解しなくて良い問題 目安：正答率40%未満

・基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乘せ点
	午前	午後	記述			
R4						
R3	81(27問)	66(22問)	34.0	181.0	208.5	27.5
R2	75(25問)	72(24問)	32.0	179.0	205.5	26.5
H31	75(25問)	66(22問)	32.5	173.5	197.0	23.5
H30	78(26問)	72(24問)	37.0	187.0	212.5	25.5
H29	75(25問)	72(24問)	34.0	181.0	207.0	26.0

午前 27 午後 24

- ①午前27・午後24と仮定 153点
 ②過去5年の記述基準点の平均 (33.9点→34.0点)
 ③過去5年の上乘せ点の平均 (25.8点→26点)
 ①～③の合計 213.0点～
 → 合格点のイメージ。ただし、記述式の難易度を考慮すると、ここまで上がらないのではないかと考えられる。

3. 科目別分析

午前択一

憲法

1 目標正解数 2～／3 (昨年3／3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
・テキスト知識 (判例) →結論しか覚えていないと解けない問題も出る (第2問オ)	①過去問が少ない分テキスト学習の割合を増やす。違憲か合憲か?など結論だけでなく、その結論になった過程 (内容) も見ておく。
・条文知識	②刑事手続の保障からの出題 (R2) など、未出部分からも出題されるので、出ないと決めつけずにやる。
※学説問題、空欄補充問題なし	

・第2問

結論で判断できる→ア (合憲)、エ (違憲)

内容を知っていないと判断できない→オ

<判例> 尊属殺重罰規定違憲判決 最大判昭 48. 4. 4

・事案

実父に夫婦同様の関係を強いられてきた被告人が、虐待にたまりかねて実父を殺害し自首したという事件で、尊属殺について通常の殺人罪よりも重く、その法定刑が死刑及び無期懲役刑のみで、減刑しても執行猶予をつけられない平成7年改正前刑法200条の合憲性が問題となった。

・判旨

「刑の加重の程度が立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え」「著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法14条1項に違反して無効である」と判示し、刑法199条の普通殺人罪の規定を適用した。

※ 刑法200条は、平成7年刑法改正により削除された。

民法

1 目標正解数 19～(20) / 20 (昨年19～/20)

2 傾向と対策

① 近年の傾向★★★ 改正問題

内容・特徴	対策
平成29年改正：時効(第6問)、双方代理(第5問エ)、連帯債権・連帯債務(第16問)、第三者のためにする契約(第17問)、使用貸借(第18問)	条文、改正民法の問題演習(答練、模試等)。テキストで読み飛ばしをしない。
平成30年改正：配偶者居住権(第23問)	令和3年民法改正・不動産登記法改正に対応した勉強をする。

・平成29年民法改正の出題実績

R3：錯誤(第5問)、消滅時効(第6問)、弁済(第16問)、相殺(第17問)、契約不適合責任(第18問)、賃貸借(第19問)、相続等(第22問)、遺言執行者(第23問)、債権質(第12問エ→譲渡制限の改正に関連)

R2：保証人に対する情報提供(第16問)、定型約款(第17問)、消費貸借(第19問)

H31(改正の予兆)：債権譲渡(第17問イ、エ)

・令和3年民法改正で影響のあるUNIT

UNIT	UNITタイトル	主な改正論点	新設規定
19	所有権Ⅰ(相隣関係、所有権の取得)	相隣関係	あり
20	所有権Ⅱ(共有Ⅰ)	共有	あり
21	所有権Ⅲ(共有Ⅱ、所有者不明土地管理制度等)	共有、所有者不明土地等、管理不全土地等	あり
59	相続の効力Ⅰ	保存型の相続財産管理制度	あり
60	相続の効力Ⅱ	同上	なし
61	遺産共有、遺産分割	遺産分割の禁止期間の制限、遺産分割の期間制限	あり
62	配偶者居住権、相続人不存在	相続人不存在の場合の公告手続の簡略化	なし

・第6問（時効）

イ：仮差押えや仮処分は、判決をとる前の段階にする比較的簡単にできる手続き→更新という強い効力までは認めず、完成猶予にとどまる（民法149条）。

オ：強制執行等、お金を回収するために具体的なアクションを起こした場合、権利行使の意思が明確といえるので、完成猶予等の効力が生じる（民法148条）。

財産開示手続（民事執行法196条）は、差押えをする前の段階の準備の手続きで、権利行使の意思が明確といえるので、完成猶予等の効力が生じるものとして規定されている（民法148条1項4号）。

・第23問（配偶者居住権）

テキスト・条文知識で解ける。問題演習もできているとなお良い。

通達にも対応する（不動産登記法R3-24で既に出題済み）。

参考>>

パーフェクトユニット肢別問題集 民法UNIT62より

配偶者居住権も、配偶者短期居住権も、譲渡することができない。（PU62-5）

→ ○ 配偶者居住権も、配偶者短期居住権も、譲渡することができない（民法1032条2項、1041条）。これらは、生存配偶者の生活の安定や生活環境を配慮するための権利だからである。

② 近年の傾向★★ 後見制度に関する問題

内容・特徴	対策
<p>・民法第21問（成年後見監督人）</p> <p>・不動産登記法第20問ウ</p> <p>択一：民R3-4、民R2-21、民H29-4（成年被後見人・被保佐人の比較）、民H29-21（未成年後見）、不登H29-18（成年後見人による登記申請）</p> <p>記述：H30（成年被後見人の不動産の売買。関連条文→859、859の3、864）</p>	<p>・7～21条の条文だけでなく、838～875条の後見の条文も読む（853条以降の後見の事務の部分も）。</p> <p>→第21問ア～オの根拠は全てこれらの条文の中から出ている。</p> <p>・制限行為能力者同士の比較（e x. 被後見人と被保佐人など）。</p> <p>・世の中で話題になっていたり、必要とされていたりする制度に目を向ける。</p>

・民法第21問

エ：後見人が、被後見人に代わって営業若しくは民法13条1項各号に掲げる行為をするには、後見監督人があるときはその同意を要する（民法864条）。当該同意を得ずにした行為は被後見人又は後見人が取り消すことができる（民法865条1項）。

参考>>

パーフェクトユニット肢別問題集 不動産登記法 UNIT45 より

Aを売主，Bを買主とする売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請(以下「本件申請」という。)において，Aに成年後見人が選任されている場合，Aの居住の用に供しない建物につき本件申請をするときは，後見監督人が選任されているときであっても，後見監督人の同意があったことを証する情報を提供することを要しない。(H29-18-イ)

→ × 後見監督人がある場合において，後見人が，被後見人に代わって営業若しくは民法13条1項各号に掲げる行為をするには，同条同項1号に掲げる元本の領収を除き，その同意を得なければならない(民法864条)。本記述における建物の売却は，民法13条1項3号に規定する「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」であり，後見監督人の同意を要する。よって，申請情報と併せて後見監督人の同意があったことを証する情報の提供を要する(不登令7条1項5号ハ)。

→ 平成30年の不動産登記法記述式でも出題されている。

オ：利益相反行為に該当する場合に特別代理人の選任を請求しなければならないのは親子の利益相反。後見の場合、成年被後見人と後見人の利益相反行為については後見監督人が成年被後見人を代表する(民法860条ただし書、826条1項)。

刑法

1 目標正解数 2～/3 (昨年3/3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
因果関係 (第24問) 強制わいせつ罪又は強制性交等罪 (第25問) 窃盗罪 (第26問)	刑法は過去問演習で比較的得点しやすい科目なので、まずは過去問をきっちりやる。過去問未出知識の出題や、珍しい出題(H31の名誉毀損など)に備え、未出題の分野にも目を通しておく(テキストで飛ばさない)。

・第25問

過去問は「女性でも正犯になる○(ならない×)」というものばかり。平成29年に改正された規定なので、要件を明確に。

ア：改正により男性も被害者になり得る。

イ：13歳以上なので暴行又は脅迫を用いなければ不成立。

ウ：最大平29.11.29。性欲を満たす意図がなくても成立し得る。

エ：同一機会にされた強盗と強制性交なので成立する(刑法241条1項)。

オ：「性交等」はしていないので不成立(現状の問題点)。

会社法

1 目標正解数 7～／9（昨年6～／9）

2 傾向と対策

① 改正法の出題★★★

内容・特徴	対策
第31問ウ 成年被後見人及び被保佐人の欠格条項の削除（会社法 331 条参照） 【H26 改正の出題実績例】 R3-28（特別支配株主の株式等売渡請求）、R3-31（監査等委員会設置会社） R2-27-ウエ、R2-28-オ（仮装払込み等の責任） R2-28-ウ（支配株主の異動を伴う募集株式の発行、206 の 2） H28-34（特定責任追及の訴え）	・ウを○と判断したような場合、改正対応を見直す。 ・成年被後見人等が取締役等に就任する場合、誰が就任承諾をするのか？誰の同意がいるのか？等も確認（会社法 331 条の 2）。 ・全体の正答率が低く、本試験実施当時は「正解不要」「わからなくてよい肢」と言われていたとしても、必要な知識なら繰り返し出るので、必要な問題は肢別で解く。 ・任務懈怠・仮装払込・現物出資の不足額填補責任など、設立時と設立後両方に出てくる論点はまとめて学習する。

・第27問（設立）

アは発起設立のみに関する出題であれば○といえるが（会社法 40 条 1 項）、募集設立を除外していないので本当は誤り（会社法 88 条 1 項参照）。

アを×とするとオが入る選択肢が5エオのみになるので5を選んだ方も一定数いる。

・第29問（株式の担保化）

同じテーマで H28-28 にも出題があるが、論点がかぶっておらず、あまり参考にならない。

第29問はオの○が軸（商法 515 条、古い過去問だが H1-33-5 出題）

→2アオか5エオ。アもエも株式の譲渡と同じように考えられたか？というところ。

ア：会社法 146 条 2 項（株式の譲渡：会社法 128 条 1 項）

エ：会社法 147 条 2 項（株式の譲渡：会社法 130 条 2 項）

・第30問（株主総会又は取締役会）

ア×イ○、ア×オ×の消去法。アは判断できるべき知識。

【PUテキストより抜粋】

招集通知は、以下の場合には、書面でしなければならない（会社法299条2項）。

①書面若しくは電磁的方法による議決権行使を定めた場合

この場合、株主に対して株主総会参考書類・議決権行使書面（会社法301条）を送付しなければならないからである。

②取締役会設置会社の場合

取締役会設置会社の場合、株主は経営にはあまり関知していないと考えられるので、株主総会の資料を渡して、株主に株主総会のための準備の機会を与える必要があるからである。

・第32問

アは「これらの附属明細書」の部分が誤り（細かい）。

エは判断したい（過去問でも既出。H21-30-ウ、オ）。

【PUテキストより抜粋】

株式会社は、次のとおり、計算書類等を備え置く義務を負う（会社法442条1項1号、2項1号）。

備置義務の対象	計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書（監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、会計監査人設置会社では、さらに監査報告又は会計監査報告）		会 H14-31-3
備置開始日	定時株主総会の1週間前（取締役会設置会社では2週間前）の日から		
備置期間	本店に5年間、支店に写し（電磁的記録可）を3年間 ※		
閲覧等	株主及び会社債権者	営業時間内はいつでも、上記の書類の閲覧を求め又は謄本・抄本（電磁的記録も可）の交付を請求（電磁的方法による提供も含む）することができる（間接開示。会社法442条3項）。	会 H21-30-ウ、オ
	親会社社員	権利行使のため必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧請求、謄本・抄本の交付を請求することができる（会社法442条4項）。	会 H21-30-ア

※ 計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であって、支店において請求者による記録事項の閲覧請求及び記録事項を提供することの請求又は記録事項を記載した書面の交付の請求に応じることを可能とする措置を採っている場合には、支店に備え置くことを要しない（会社法442条2項ただし書、3項3号、4号）。

・第35問

今年は久々のオーソドックスな出題。もともと、昨年までの出題で商法各論も定番化したといえるので、各論もやる。

年度	出題テーマ	当時の正答率
R3	倉庫営業	78%
R2	匿名組合	60%
H31	仲立人	22%
H30	場屋営業	67%

・成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題

第30問（株主総会又は取締役会）、第32問（会社の計算等）、第34問（組織再編等）

3 改正会社法の出題について

改正会社法は、原則として令和3年3月1日から施行されており、昨年から試験範囲に入っている。

来年に向けて新たに試験範囲に入るものについても、きちんと対応する必要がある。

★ 令和元年改正会社法が絡むユニット一覧（太字は新たに試験範囲に入るもの）

Unit	ユニット名	改正点
5	機関Ⅰ	電子提供措置制度 、議案の要領通知請求権の制限
6	機関Ⅱ	議決権の代理権行使等
8	取締役・取締役会	成年被後見人等の就任関連
9	代表取締役・利益相反	取締役の報酬関連
10	監査役・監査役会	欠格事由
12	機関の登記Ⅰ	氏の記録に関する申出
15	機関の登記Ⅳ	代表取締役の住所の非表示の申出
16	社外取締役・社外監査役	社外取締役の設置義務、社外取締役への業務執行の委託
17	監査等委員会設置会社	取締役への委任不可事項
18	指名委員会等設置会社	執行役への委任不可事項、社外取締役への業務執行の委託
22	自己株式	全部取得条項付種類株式の事前開示事項
23	株式等売渡請求、株式の併合等Ⅰ	株式の併合の事前開示事項
26、27	募集株式の発行Ⅰ、Ⅱ	取締役の報酬としての発行
28、29	新株予約権Ⅰ、Ⅱ	取締役の報酬としての発行
31	社債	社債管理補助者制度創設、みなし決議関連
46	株式交換、株式移転Ⅱ、株式交付	株式交付制度創設
50	役員の実任Ⅱ、訴訟Ⅰ	会社補償契約、役員等賠償責任保険契約
53	本店移転	印鑑の提出
54	支配人、外国会社（旧「支店」）	支店所在地の登記の廃止
59	商法Ⅳ	印鑑の届出関連
63	商登 総論Ⅰ	印鑑の届出関連
64	商登 総論Ⅱ	オンライン申請

午後の部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 3～/5 (昨年5/5)

民事保全法 1/1 (昨年0/1)

民事執行法 1/1 (昨年1/1)

2 傾向と対策

近年の傾向★★★ 当事者の出頭を要する手続

内容・特徴	対策
・第4問イ 証拠調べは当事者尋問以外にも色々ある→絶対出頭していないと…というものではない。	テキスト(条文)、過去問

従来型★★ 比較が活きる問題

内容・特徴	対策
・第4問ウ 当事者尋問と証人尋問の比較 正当な理由なく出頭しない場合の制裁は「その人が嫌なこと」	・日頃から比較を意識した勉強をする。言葉にも注意(ex. ~しなければならないor ~することができる、推定されるor みなされる)。

- ・第4問アは頻出論点「弁論準備手続」、「書面による準備手続」の電話会議システムのひっかけ(民訴法170条3項、176条3項参照)。

口頭弁論は出頭することを前提とする手続→電話でいいよ、とはならない。

令和4年5月18日に成立し、同月25日に公布された令和4年民事訴訟法改正(民事裁判のIT化)を意識した肢とも考えられる。

- ・第1問

ア：訴訟告知は「訴訟係属中」にできるもの→控訴審も訴訟係属中であると思えたか…

オ：当事者は異議を述べることなく弁論又は弁論準備手続において申述をした後は、異議権を失う(民訴法44条2項)。「当事者」は訴訟告知をした者だけでなく、相手方もいる。

・第7問

オがわからないと厳しい。

強制執行開始の要件と執行文付与の要件を混同していないか？

執行文付与（民執法 25 条）

：債務名義の存在及び範囲について、裁判所書記官等が執行開始前にあらかじめ調査判断することによって、執行機関が、執行の実施に専念できるようにするための手続

強制執行

：金銭の回収など、自分の権利を実現するための手続

債権者は、原則として、執行文の付された債務名義の正本に基づいて、執行機関（執行裁判所又は執行官）に対して強制執行の開始を求めて申立てをする。

間違いがあってはいけないので、原則として債務名義＋執行文の付与がなければ強制執行を開始できない。

イ：急いでだからいいよ！という例外3つのうちの1つ（民執法 25 条ただし書）。

執行文の付与に関する出題：H31-07、H30-07

【参考：第7問イ類似肢】

少額訴訟における確定判決に表示された当事者に対し、その正本に基づいて強制執行の申立てをする場合には、執行文の付与を受ける必要がない。（H16-07-イ）

→ ○ 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する（民執法 25 条本文）。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する（民執法 25 条ただし書）。これらはそもそも債権者に迅速な執行を容易にするために認められた制度だからである。

・改正周辺箇所は注意が必要。

R2-7、H31-7-オ：財産開示手続

その他改正箇所：暴力団員等の買受け防止に関する規定、債権執行関連、子の引渡し
の強制執行に関する規定、第三者からの情報取得手続など。

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
司法書士又は司法書士法人	・ 従来通りのテキスト、過去問による学習。 「業務を行い得ない事件」以外の手続きの規定もやる。 ・ 司法書士法で覚えるべき数字は「3年」「2年」「3か月」「2週間」

・ 「3年経過」が必要な規定 (第8問-イ)

欠格事由 (司書法 5 条各号)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから **3年** を経過しない者
- ② 未成年者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から **3年** を経過しない者
- ⑤ 第 47 条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から **3年** を経過しない者
- ⑥ 懲戒処分により、公認会計士の登録を抹消され、又は土地家屋調査士、弁理士、税理士若しくは行政書士の業務を禁止され、これらの処分の日から **3年** を経過しない者

司法書士法人の社員の欠格事由の一つ

：解散の処分を受けた司法書士法人の処分の日以前 30 日以内にその社員であり、**3年** の期間が経過しない者 (司書法 28 条 2 項 2 号)

→イの場合、業務の停止の期間を経過すれば社員となることができる (司書法 28 条 2 項 1 号)。

・ 数字別テーマ

「7年」：懲戒の除斥期間 (司書法 50 条の 2)

「3年」：司法書士の欠格 (司書法 5 条各号)、法人の社員の欠格 (司書法 28 条 2 項 2 号)

「2年」：懲戒 (個人、法人) (司書法 47 条、48 条 1 項)

「3か月」：審査請求 (司書法 12 条 2 項、行政不服審査法 18 条 1 項、司書法 13 条 4 項)

「2週間」：法人の定款変更の届出 (司書法 35 条 2 項)、成立の届出 (司書法 34 条)、解散の届出 (司書法 44 条 2 項)

供託法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 2 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
・第9問ア 過去問の周辺知識（テキストには載っている）をきちんと見られていたか	・テキスト、過去問 供託法は過去問コスパ最強科目 →直近10年分の過去問だけでも15肢中9肢拾えるので。下記の過去問類似肢率も参照。

- ・近年出題されているテーマ（今年は出題なし）
オンライン供託、管轄、保証供託など。

・第11問

ア：差押可能額（民事執行法152条）と供託可能額は違う。

イ：債権者が「どこからお金を持ってくるか？」を考える。

配当要求は「私も債権あるからちょっとちょうだい！」という手続なので、差押えられた額にしか及ばない。→全額供託する必要なし。

オ：滞納処分による差押えについて、通常差押えの競合等のように債権者平等なんて考えなくていい（国の方が偉い）。滞納処分による差押えが先行し、その後差押えがあった場合、徴収職員の取立に応じてもいいし、供託してもいい（義務なし、滞調法20条の6第1項）。

滞納処分による差押え関連で供託義務が発生するのは

①一般債権者の差押え→②滞納処分による差押え の順番になったとき（滞調法36条の6第1項）。

供託法の過去問類似肢率

年度		テーマ	ランク	過去問類似肢数	過去問率 (%) ※
R4	問 9	供託申請手続	A	2	66.6
	問 10	弁済供託	A	4	
	問 11	執行供託	A	4	
R3	問 9	管轄	A	2	53.3
	問 10	弁済供託	A	4	
	問 11	供託金の利息の払渡し	B	2	
R2	問 9	オンライン供託	A	3	73.3
	問 10	弁済供託	A	4	
	問 11	担保（保証）供託	A	4	
H31 (R1)	問 9	弁済供託	A	5	86.7
	問 10	払渡請求手続	A	4	
	問 11	執行供託	A	4	
H30	問 9	供託受入手続	A	3	66.7
	問 10	弁済供託	A	5	
	問 11	担保（保証）供託	A	2	

※5年平均：69.3%

不動産登記法

1 目標正解数 12～/16 (昨年12～/16)

2 全体の難易度について

(1) 「壁問」(※)の減少 ※登記記録、表形式、1ページ越えの問題の総称

例年24問を下回る事がなかった午後択一の基準点(正解数)が22問にまで下がった令和3年・令和元年では、不動産登記法択一の壁問が他の年より多く出題され、正解数や時間配分に影響を与えた。

今回、壁問は減少し、過去問の知識で解ける肢も多かったことから、難易度が下がり、正答率も上がっていると考えられる。

年度	登記記録 問題	表形式	1P越え (※)	合計数	午後択一 基準点
R4	なし	問14	(問24、25)	1	?
R3	問23、26	問14、15、16	問23、26	5	6.6(22問)
R2	なし	なし	問14	1	7.2(24問)
H31	問17、23	問23、24	(問16)問17	4	6.6(22問)
H30	問17	問13、16、17、 27	問17(問23)	4	7.2(24問)

※ 参考条文がはみ出しているだけの問題は括弧書きで表記し、合計数にカウントしない

(2) 過去問類似肢率の上昇

不動産登記法は全部で16問、肢は80肢

→80肢のうち何肢が過去問類似肢か?

年度	過去問類似肢の数	過去問類似肢率
R4	3.6/80	4.5%
R3	2.0/80	2.5%
H31	2.2/80	2.7%

1問に2～3肢過去問肢が入っているのと1問に1～2肢過去問肢が入っているのでは解ける可能性に大きく差が出る。

3 傾向と対策

① 従来型★★★ 民法など、他科目の知識が必要となる問題

内容・特徴	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・第15問ア (R3-19-オ、H29-19-ア等も民法知識で解ける出題) ・第20問オ 遺産分割方法の指定は相続にしかない概念(相続人でなければならない) 	<p>不登の知識だけから知識を引っ張ろうとしない。普段から、各科目の繋がりを意識した学習をする。</p> <p>民法、不登法の繋がり。不登法、民訴・民執・民保の繋がり。会社法、民訴の繋がり。</p>

・R4-15-アの類似肢

次のアからオまでの登記のうち、登記をすることができないものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

内縁関係を解消した一方当事者が他方当事者に対して財産分与を原因とする土地の所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決の正本を提供して申請する、財産分与を登記原因とする当該所有権の移転の登記(H30-12-ア)

→ × 内縁離婚をした件につき「被告は、原告に対し、〇〇の不動産につき、年月日財産分与を原因とする所有権移転登記手続をせよ」との判決正本を添付して所有権移転登記を申請する場合には、登記原因を「財産分与」とすることができる(昭47.10.20民3.559)。内縁が当事者の生存中に解消された場合、民法768条の財産分与の規定が類推適用されるためである(最決平12.3.10)。

・内縁関係に準用される規定(出題実績例：民法H28-20-3、H24-22-ア、H21-21-ア、H16-21-イ)

(1) 準用が認められるもの

①同居・協力・扶助義務、②貞操義務、③日常家事債務の連帯責任、④帰属
不明財産の共有推定、⑤離婚に伴う財産分与等 H5-18-3、5

(2) 準用が認められないもの

①氏の共通、②夫婦財産契約、③姻族関係の発生、④準正、⑤相続等

Q 内縁の夫婦の一方が死亡した場合、法律上の夫婦の離婚に伴う財産分与に関する768条を類推適用できるか。

→ 否定説(最判平12.3.10)

(理由)

現行法は、婚姻解消時の財産の精算及び扶養について法律上の夫婦については、離婚による場合には財産分与制度により、一方が死亡した場合には相続制度により処理するものとしており、内縁当事者の一方の死亡の場合に財産分与を認めることは民法の体系に反する。

② 従来型★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・第20問イ 相続財産管理人→相続財産清算人に。 ・第15問イ「併存的債務引受」 ・第16問イ（令和2年不動産登記規則改正、不登規48条1号） <p>※ R3-15-オでは民法改正による通達（令2.3.31 民二.328）に絡む問題、R3-24-ア～オでは配偶者居住権の通達（令2.3.30 民二.324）に絡む問題が出題されている。</p> <p>※ R2-15-オでも令2.3.30 民二.318の通達に絡む問題が出題されている。</p>	<p>条文の改正はもちろん、新しい通達や判例にも対応する。講座受講者は講座の補講や追加レジュメで補う。</p>

・令和3年民法改正・不動産登記法改正の影響

保存型の相続財産管理制度が新設されたことから（改正民法897条の2参照）、従来の「相続財産管理人」は「相続財産清算人」と名称を改めた（改正民法952条1項）。

民法のUNITは3回増量しないと間に合わない量になった（PU田端基礎講座）。

不動産登記法はUNITの増量はないものの、民法改正の影響も受けるので（e x. 相続人不存在の場合の公告期間の見直し等）、問題・解説の改訂作業も予想より大変だった。

【参考：改正前から頻繁に出ていた「匂わせ肢」】

所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aに相続人のあることが明らかでないため、Bが相続財産清算人に選任された場合において、A名義の不動産を相続財産法人名義とする登記を申請するときは、相続財産清算人Bの住所を証する情報の提供を要する。（R02-16-2）（改）

→ × 所有権の登記名義人が死亡し、相続人の不存在により相続財産法人名義とする登記を申請するときは、登記原因証明情報として相続人の不存在を証する書面と家庭裁判所の選任書を提供するが、相続財産清算人の住所を証する情報の提供を要するとはされていない（不動産登記総覧書式編1P.1537、1538参照）。

亡Aの相続財産法人を所有権の登記名義人とする甲土地について、亡Aの相続財産清算人Bが、建物以外の工作物の所有を目的とした賃借権の設定の登記を申請する場合において、登記原因証明情報である賃貸借契約書に存続期間を10年とする旨が記載されているときには、相続財産清算人Bの権限外の行為に関する家庭裁判所の許可があったことを証する情報の提供を要しない。（H31-19-ア）（改）

→ × 相続財産清算人は相続財産の保存行為及び管理行為については家庭裁判所の許可を得ずに行うことができる（民法918条3項、28条、103条）。建物以外の工作物の所有を目的とした土地賃貸借で存続期間が5年を超えないものは管理行為に該当する（民法602条2号）。本記述の土地賃貸借は存続期間が10年であり、相続財産清算人の権限外の行為に該当するため、家庭裁判所の許可があったことを証する情報の提供を要する。

甲土地を目的として第1欄の登記を申請したときに第2欄に掲げる事項は当該登記の登記事項とはならない。(H30-13-エ) (改)

第1欄	第2欄
相続財産清算人が申請する相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記	相続財産清算人の氏名

- ○ 登記事項とはならない。相続財産清算人が相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更登記を申請する場合、変更後の事項として、「登記名義人 亡A相続財産」と記載し、登記記録に当該登記事項が記録され、相続財産清算人の氏名は記録されない。

・第17問ウ

「その方法しかないわけじゃないよね?」「いきなり却下までしなくてもいいよね…?」(※)と思えたか。

本人確認情報の出題は他に R3-12-エ、H30-14-イ、H29-18-ウなど頻出。

※「いきなり却下までしなくてもいいよね・・・?」の例

売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請につき事前通知及び前の住所地への通知がされた場合において、当該前の住所地への通知を受け取った者から当該申請について異議の申出があったときは、登記官は、当該申請を却下しなければならない。(H27-13-オ)

- × 前の住所への通知をした場合において、登記の完了前に、当該通知に係る登記の申請について異議の申出があったときは、登記官による本人確認調査が行われる(平17.2.25民2.457、不登準則33条1項4号、不登法24条1項)。当該申請を却下しなければならないわけではない。

・第18問ア

依頼者は委任した時には取下げになるとは考えもしないと思えたら×と判断できたかも…

※参考過去問(解説に転用不可の記載)

委任による代理人によってされた登記の申請を当該代理人が撤回を理由として取り下げるには、当該取下げについての特別の授權を要し、その旨の代理権限証明情報を提供しなければならない。(H21-18-エ)

- ○ 申請の取下げが補正のためのものである場合には、特別の受任を要しないため委任状を添付する必要はないが、その他の場合においては、特別の受任を必要とするため委任状を添付するのが相当であり、この場合登記申請の委任状を転用することはできない(昭29.12.25民甲2637)。

・成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題

第14問、第15問、第17問、第24問、第27問

商業登記法

1 目標正解数 7～／8（昨年5～／8）

2 難易度

問題の難易度に対して全体の正答率が高いとはいえない。

もう少し正答率が高くてもおかしくない問題：第28問、第32問、第33問

考えられる原因：時間不足（択一の時間を守れていない）

→ 例年であれば不動産登記法の長文問題等が原因と考えられるが、今年の内容的には時間不足だから仕方ないとはいえない。

3 傾向と対策

① 今年の傾向★★ 改正会社法の出題

内容・特徴	対策
・第32問イ 株式交付 会社法商業登記法の UNIT のうち、約3分の1に令和元年会社法改正が出てくる。	・昨年施行された範囲だけでなく、来年（令和5年）は令和4年9月1日に施行される分も試験範囲に入る。 ・改正に対応した講座やテキストを使う。独学の場合、通達などの情報にも気を配る必要がある。

・第32問

オ：新設分割で申請する登記は新設分割設立会社の「設立の登記」と新設分割会社の「変更の登記」（「設立の登記」だと思って○と判断してしまった方もいるかも）。

→ 合併手続以外の組織再編では、消滅する当事会社はないので、それぞれの会社の代表者がそれぞれの会社の登記の申請をする。新設分割の場合、設立の登記については設立会社の代表者、分割会社の変更の登記については分割会社の代表者が申請する。

なお、株主リストの作成者も同様に考えればよい（合併以外はそれぞれの会社の代表者が作成する）。

・第28問（募集設立）

ア：創立総会は株主総会と基本一緒だから「○かな〜？」（違うのは決議要件）

イ：株式会社の設立登記の登記期間はいずれも『『いずれか遅い日』から2週間以内』という定め方→「イの日とは限らんだろう…」という判断

→ 募集設立の場合、会社法911条2項1号から5号のいずれか遅い日から2週間以内に登記を申請する必要がある。イは変態設立事項に関する変更決議であり、3号の事由に該当する。そして、3号では「第97条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から2週間を経過した日」と規定しているため（会社法911条2項3号）、イの「当該決議がされた創立総会の終結の日」が会社法911条2項1号から5号のいずれか遅い日に該当することはありえない。

ウ：募集設立特有の発起人全員で定める事項（※1）。

募集設立でも発起人全員の同意で決めなければならない事項は「お金のこと」と「株のこと」（会社法32条）（※2）。

※1 参考

当該設立が募集設立である場合において、定款に設立時募集株式の種類及び種類ごとの数、設立時募集株式の払込金額並びに払込期日又は払込期間の記載がなく、後にこれらを定めたときは、これらを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。（H27-28-オ）

→ ○ 募集設立の場合、発起人は、募集の都度、①設立時募集株式の数（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）、②設立時募集株式の払込金額、③設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間、④一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日を定めなければならない（会社法58条1項）。これらの事項は、発起人全員の同意による（会社法58条2項）。よって、これらを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面の添付を要する（商登法47条3項）。

※2 参考

設立時発行株式の数は、発起設立の場合には、発起人の全員の同意によって定めるが、募集設立の場合には、創立総会の決議によって定める。（会 H22-27-ウ）

→ × 設立時発行株式の数は、定款に別段の定めがある場合を除き、発起人全員の同意をもって定める（会社法32条1項1号）。この点は、発起設立の場合と募集設立の場合とで異なる。

当該設立が募集設立である場合において、定款に出資された財産の一部を資本準備金とする旨の記載がなく、後にこれを定めたときは、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について決議した創立総会の議事録を添付しなければならない。（H27-28-ウ）

→ × 募集設立・発起設立どちらの場合でも、発起人は、株式会社の設立に際して成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない（会社法32条1項3号、25条1項）。よって、成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について決議した発起人全員の同意があったことを証する書面の添付を要する（商登法47条3項）。

エ：募集設立では発起人以外に株主になる人（引受人）がいるのでお金の管理は厳しい（払込金保管証明書がある。商業登記法 47 条 2 項 5 項括弧書）。

オ：払込期日又は払込期間の初日以降は株主になる人（引受人）が出てくるので、発起人だけで決めてはいけない。

・第 30 問

ア：公開会社である大会社なら会計監査人及び監査役会・監査等委員会・指名委員会等のいずれかの設置を要するが（会社法 328 条 1 項）、大会社でない会社で会計監査人を設置する場合には、監査役がいればよい（監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社を除く。会社法 327 条 3 項）。

オ：社外取締役に関して以下のような出題もされている。

発起設立の方法による株式会社の設立の登記に関して。設立しようとする会社が監査等委員会設置会社である会社の場合において、監査等委員ではない設立時取締役が社外取締役であるときは、設立の登記の申請書には、登記すべき事項として当該設立時取締役が社外取締役である旨を記載しなければならない。（R03-28-ア）

→ ○ 設立しようとする会社が監査等委員会設置会社である場合、当該株式会社の設立の登記の申請書には、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を記載しなければならない（会社法 911 条 3 項 22 号ロ、1 項）。また、監査等委員会設置会社において社外取締役である旨を記載しなければならない取締役は、監査等委員である取締役に限られない（平 27.2.6 民商 14「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記記録例について」第 1 節第 1 の 2 参照）。

・第 31 問

ア：不動産登記法と同様に考えられたか。

→ 行政区画またはその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画またはその名称について変更の登記があったものとみなされる（不登規 92 条 1 項前段）。

オ：計算書類の作成は必要だが公告は不要。公告不要なのに貸借対照表の電磁的開示制度を利用する意味がない。

・成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題

問 28、問 32、問 33、問 34

4. 来年に向けての方向性

- ・ ランク表と自分の成績の照らし合わせをして、よかった点と改善点を考え、何を使って勉強していくか？考える（教材の変更・講座の受講等）。

→ 足りていない教材は論外だが、自分で消化しきれない教材でもダメ。

- ・ 自分の可処分時間を最大限有効に使える講座や教材を使う。

e x. 過去問を探さないと解けない、改正対応を自分でするのは時間のロス

- ・ 過去問をただ「解く」のではなく、周辺知識も授業を聴き、テキストを読んで吸収する。

過去問をしっかりとやっていたのに思うように得点できなかった方は、①過去問をうまく使えていたか？②演習・繰り返しの量は足りていたか？を振り返って考えてみてほしい。

どの肢が主役（軸肢）になるかはわからないから、組み合わせで解くのではなく肢別で解くのがオススメ。

- ・ 明らかな弱点があるならその対策をする。苦手科目（苦手論点）のやり直し、時間切れ対策（日頃の問題の解き方、テキストを読むスピードの見直し、本試験シミュレーションのための答練や模試の利用）。対策のためには振り返り＋分析が不可欠。

→ 昨年の本試験後からの受講生で上手くいった方は、受講時の相談の際に改善点や学習スケジュールについてやりとりをして、優先順位をつけて勉強し、得点が伸びている。忙しい受験生ばかりのパーフェクトユニットだが、成果が出ているので、正しい方向で勉強を続けてもらうことの重要性を改めて実感している。

記 述 式

不動産登記法

1 分量

問題文

	R4	R3	R2	H31	H30	H29
総ページ数	18	16	13	16	15	14
別紙の数※	3 (11)	5(7)	5	6(8)	8	6

※別紙1が「1-1」「1-2」に分かれているような場合には実質2枚としてカウントし、かっこ内に表示

解答

	R4	R3	R2	H31	H30	H29
申請書の数	6	7	6	6	5	7
申請書以外の解答の数	1	1	2	2	1	1
「登記不要」の数	3	3	2	1	0	0

2 内容

・難しかったところ

分量・物件数ともに多い（4物件）、複数の相続の発生（中村英二、中村登、石川利夫）

本年の特徴★★★ 配偶者居住権の出題

R4	遺産分割協議によって配偶者居住権を設定（択一ではR3-24、R2-27-ウで既出。R3-24-アは遺産分割により設定した場合の登記原因日付についての出題）。
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・民法899条の2に関する設問（×申請書） ・事業のために負担した貸金債務の保証をする場合の公正証書の作成義務に関する規定（民法465条の6）に関する出題（×申請書）
対 策	
<p>改正対応（通達等も）。</p> <p>「記述では出ないだろう」「こんなことは聞かれないだろう」と思わないこと。</p> <p>何が出題されたとしても、書いてきた答えは変えられないので。</p>	

【参考：配偶者居住権 択一の出題実績】

被相続人が所有権の登記名義人である建物について配偶者居住権の設定の登記の申請をするときは、その前提として当該建物について被相続人から承継人への所有権の移転の登記をすることを要しない。(R03-24-イ)

- × 配偶者居住権の設定の登記の申請は、居住建物の所有者を登記義務者とし、配偶者居住権を取得した配偶者を登記権利者とする共同申請によることとなるため、配偶者居住権の設定の登記を申請に当たっては、その前提として、被相続人が所有権の登記名義人である居住建物について、相続や遺贈を原因とする所有権の移転の登記がされている必要がある(令2.3.30民2.324)。

登記原因を遺産分割として配偶者居住権の設定の登記を申請する場合には、被相続人の死亡の日を登記原因の日付としなければならない。(R03-24-ア)

- × 配偶者居住権の設定の登記の申請において、登記原因が「遺産分割」である場合の申請情報の内容とする登記原因及びその日付は、「年月日(遺産分割の協議若しくは調停の成立した年月日又はその審判の確定した年月日)遺産分割」である(令2.3.30民2.324)。

配偶者居住権の設定の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。(R02-27-ウ)

- × 配偶者居住権の設定の登記の登録免許税は2/1000である(登免法別表1.1.(3の2))。

配偶者居住権の設定の登記がされた後に配偶者居住権の存続期間が短縮されたときは、当該短縮を内容とする配偶者居住権の変更の登記を申請することはできない。(R03-24-エ)

- × 配偶者居住権の設定の登記がされた後の配偶者居住権の存続期間の短縮を内容とする配偶者居住権の変更の登記を申請することができる(令2.3.30民2.324)。

配偶者居住権者の死亡によって配偶者居住権が消滅したときは、登記権利者は、単独で配偶者居住権の登記の抹消を申請することができる。(R03-24-オ)

- ○ 配偶者居住権が配偶者居住者の死亡によって消滅した場合には、不動産登記法69条の規定に基づき、登記権利者(居住建物の所有者)は、単独で配偶者居住権の登記の抹消を申請することができる(令2.3.30民2.324)。

近年の傾向★★★ 登記識別情報の通知がない場合に関する注意事項

	注意事項等の記載	実際の解答に影響があったか（提供することができない理由等を書いたか）
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・P38（第36問1ページ目）2段落目下から4行目「併せて・・・」の部分、P43【添付情報一覧】セ ・P41 答案作成に当たっての注意事項1(4) 	<p>×</p> <p>実際に本人確認情報を添付することはなく、登記識別情報を提供することができない理由を書くこともなかった。</p> <p>※仮に丙土地の所有権移転登記等をする問題であった場合には、丙土地甲区4番の登記は代位で入り、登記名義人は登記識別情報の通知を受けていないので、解答に影響があった。</p>
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・答案作成に当たっての注意事項1(4) 	<p>×</p>
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・第36問1ページ目2段落目「同日、・・・」の部分、【添付情報一覧】コ ・答案作成に当たっての注意事項1(3) 	<p>○</p> <p>「登記済証を提供することができない理由 不通知」の記載（2件） 添付情報の記載</p>
H31	<ul style="list-style-type: none"> ・事前通知の手続き、登記識別情報を提供できないときの事前通知以外の手続についての設問 ・答案作成に当たっての注意事項1(3) 	<p>○</p> <p>第1欄(1)及び(2)、第2欄(3)「登記済証を提供することができない理由 紛失」の記載</p>
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・第36問1ページ目1段落目「また、司法書士法務直子は、・・・」の部分、【添付情報一覧】チ ・答案作成に当たっての注意事項1(4) 	<p>○</p> <p>「登記済証を提供することができない理由 不通知」の記載（5件） 添付情報の記載</p>
対 策		
<p>登記識別情報・本人確認情報に関する出題は定番といえる。 記載がある＝登記識別情報を提供できない申請があるとは限らないが、R3以外では実際の解答に影響があるので、毎回検討は必要（代位で登記が入っている場合は要注意）。</p>		

従来どおりの傾向★★★ 別紙から名変等を読み取る

R4	<ul style="list-style-type: none"> ・中村登の戸籍の附票の写し（別紙 2-3）により、住所移転の事実がわかる →甲土地の所有権移転（遺贈）の前提として、1 番所有権登記名義人の住所変更登記が必要（第 1 欄 1 件目）
過去の 本試験	<p>名変等の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係に書いている R2、H29 など ・別紙から読み取る R3、H31（別紙の謄本から本店移転がわかる） ・事実関係と別紙の両方からわかる H28
対 策	
<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係、別紙どちらに記載されているパターンでも解けるよう、複数のバリエーションの問題を解く。 ・住所変更などがあっても、名変等を省略できる場合もあるので、名変等が生じている人は誰か？これから申請する権利の登記（EX. 所有権移転登記）の前提として必要か？を検討する。 ・会社の謄本のチェック事項（※）を見逃さない。 	

※会社の謄本のチェック事項

商号変更、本店移転の有無、合併等の有無、取締役が誰か（利益相反の可能性）。

取締役との売買等の取引がある場合には、①利益相反行為に該当するか？を検討し、該当する場合には②必要な承認決議が得られているか？の記載を確認する（今回であれば P40 事実関係 3 の記載及び事実関係に関する補足 1 の記載により、承認決議が得られていることがわかる）。

3 今回使えた連想パターン

記述式必修問題集60で解けた論点

論点	必修問題集60
登記名義人住所変更登記の検討	問5、問14、問27、問19
配偶者居住権の設定	問23（登記原因も同じ）
本人確認情報の提供	問1

R3：会社分割→問5、根抵当権の分割譲渡→問19

R2：民法899条の2に関する設問→問3

【連想パターンブックより抜粋】

配偶者居住権が出てきたら？

→a 配偶者が相続開始時に被相続人の財産に属した建物に住んでいたことが要件となるので（民法1028条1項）、住んでいた記載があるか確認する。

→b 建物が被相続人と配偶者以外の者との共有であった場合には配偶者居住権は成立しないので（民法1028条1項ただし書）、問題文の中で対象となっている建物の所有者が誰か？確認する。

→c 登記は以下の順番です。所有権移転登記はすでになされている問題もあり得る。

- ①相続・遺贈等による配偶者以外の者への所有権移転
- ②配偶者居住権設定

配偶者居住権の設定パターン

	日付
遺贈（民法1028条1項2号）、 死因贈与（民法554条）	遺贈or死因贈与の効力発生日
遺産分割協議 （民法1028条1項1号）	遺産分割協議の成立日
遺産分割調停or審判 （民法1029条）	調停の成立日or審判の確定日

名変パターン

名変省略できる	できない
所有権以外の権利の抹消 (買戻権の抹消含む)	所有権の抹消
	所有権以外の権利の移転
仮登記の抹消	仮登記の本登記
相続 or 合併による権利の移転	所有権移転 (遺贈による移転含む)

② 会社の登記事項証明書が出てきたら？

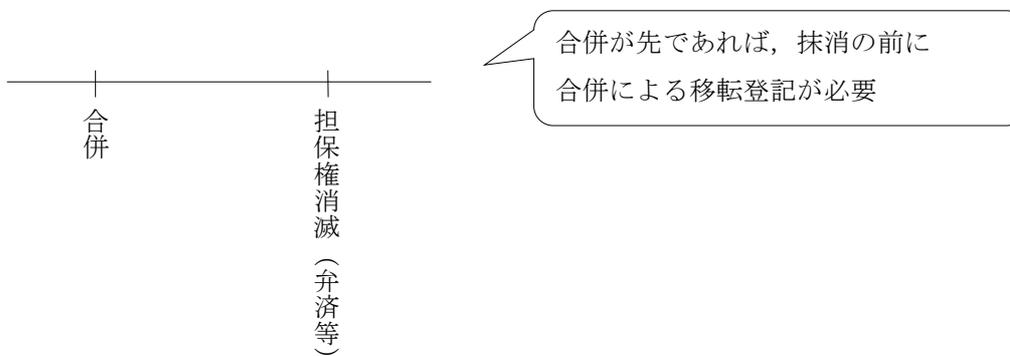
→ a 商号変更, 本店移転での名変 (更正) 登記がある

→ b 会社と役員との利益相反の判断の可能性はある

→ c 合併, 会社分割をしている

合併した会社が抹消する担保権の担保権者だったら？

→ 担保権消滅と合併の日付を見比べる。



商業登記法

1 分量

問題文

	R4	R3	R2	H31	H30	H29
総ページ数	20	15	18	17	17	15
別紙の数	15	9	11	13	9	9

2 内容

・難しかったところ

持分会社（合同会社）の出題

→H26にも合同会社が出題されたが、組織変更による設立だった。

・易しかったところ

監査役の任期の伸長不可（公開会社だから）

取締役Gは社外取締役であるが記載は不要（社外取締役である旨を登記する会社（①特別取締役による議決の定め、②監査等委員会設置会社、③指名委員会等設置会社のいずれかの制度を採用する会社）に該当しないため）

近年の傾向★★★ 就任承諾を証する書面の記載に関する指示

- | |
|--|
| <p>4 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、各々その資格及びを特定して記載すること。（※1）</p> <p>5 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を記載する場合は、決議ごとに1通を添付するものとする。（※2）</p> |
|--|

※1 H30から出題。R3は氏名の特定は不要とされた。

※2 R3：「登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された総会ごとに1通を添付するものとする。」

対策： 問題演習。答練・模試を受講する際、本問のような記載で「どのくらい書く時間がかかるか？」を把握しておく。また、今後「本人確認証明書」や「印鑑証明書」についても特定を求める出題がある可能性もある。

注意事項のスルー部分を体で覚える。

【参考：スルーしてよい注意事項】

- 1 登記申請書の添付書面は全て適式に調えられている旨
- 6・9 別紙以外に会社法の規定と異なる定めは存しない旨
- 11 記載省略部分には有効な記載がある旨
- 15 印鑑の提出は適式にされている旨
- 16 登記懈怠は考慮しない旨
- 17 算用数字を使う旨
- 18 訂正方法等（「各欄に記載する文字は字画を明確に」という記載はR 3から）

- ・「仮に・・・」等、登記不可事項以外の設問（第2欄、第4欄）
商業登記法でも出題されはじめています。

【参考：近年の商業登記法の設問】

R2	登記できない事項（取締役の責任の免除に関する規定の設定）
H31	<ul style="list-style-type: none"> ・株主リストに記載すべき最小限の範囲の株主を解答させる ・大会社になったことで追加する議案を解答させる
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な議案を提案させる ・社外監査役に該当する者を解答させる

(※) 申請書以外のバリエーションの例

PU必修問題集60問5、問6、問9、問14、問22、問23

- ・合同会社の登記（第3欄・第4欄）について

別紙9の登記記録から、業務執行社員と代表社員が登記事項であることがわかるので、社員については業務執行社員になる人のみ書けたか（新たに加入した社員NやPは登記事項ではない）？

登記事項ではない社員の加入であっても増加した資本金（Nの払込金額のうち金80万円が増加する旨が決定されている。別紙13）が登記事項となることが判断できたか？

業務執行社員でない有限責任社員（Q）の加入については、業務執行社員全員の承諾があればよく（会社法585条2項）、最低限の社員全員の記名押印があるので（別紙15-5）、第4欄には4月19日に在任中の業務執行社員（株式会社ホームショー、H、K、M）を記載する。

3 今回使えた連想パターン

記述式必修問題集60で解けた論点

論点	必修問題集60
本店移転	問20、問21（不可）、問26
資本金の額の減少	問24
単元株数の廃止	問16
取得条項付株式の取得と引換えにする株式の発行	問8（取得条項付株式を取得し発生した自己株式を消却するという点も同じ）
株式の消却	

R3：公開化による役員の退任等→問2、会計監査人の自動再任→問6、株主名簿管理人の設置→問11、新株予約権の発行→問25

R2：民法899条の2に関する設問→問3

【連想パターンブックより抜粋】

⑥ 取得請求権付株式 or 取得条項付株式があったら？

→ 行使による変更 or 取得日の到来や取得の決議がある。

取得の対価として新株を発行する場合には登記事項に変更が生じ、自己株式を交付した場合は登記事項は生じないため、これらの株式の取得があったときには、対価をどのように交付したのかの記載（聴取記録など）を見落とさない。

【取得条項付株式の取得の際に必要な手続】

- ・ 取得条項で定める一定の事由が発生した場合
- 遅滞なく取得条項付株式の株主に通知（会社法170条3項）
- ・ 会社が取得する日の決議をした場合
- 取得日の2週間前までに取得条項付株式の株主に通知（会社法168条2項）

⑤ 単元株式数の設定がされている

- a 単元株式数の変更 or 廃止がある
- 単元株式数の減少 or 廃止であれば取締役会決議（取締役会非設置会社は取締役の過半数の賛成）でOK。

単元株式数の設定や1単元の数の増加の場合は、単元未満株が発生し、株主の議決権を制限する可能性があるため、株主総会特別決議が必要だが、1単元の数が減る or 単元株式数の廃止をするということに、株主のデメリットがないからである。

⑥ 本店移転

→ 本店移転の効力発生日は、原則として本店における営業を開始した日である（登研514号）。しかし、以下のようなパターンがある。

事例	効力発生日
原則	現実に移転した日
現実の移転日よりも後の日に取締役の決定または取締役会の承認決議がされたとき	当該決議の日（昭35.12.6民甲3060）
取締役会において、本店の移転時期を概括的に定めたとき e x. 7月1日から7月5日の間	実際の移転日とその決議の範囲内であれば、その移転日（改めて取締役会で本店移転を承認することなく、当該登記の申請は受理される（昭41.2.7民4.75）。

私達ができる記述式対策 まとめ

(1) ひな型は無意識に書けるように

本試験で解答する申請書は基本的にはオーソドックスなもの。また、判断ができて申請書が書けなかったら得点にならないので、ひな型は書けるように覚える。

過去3年の不動産登記法で解答した申請書（申請書以外の内容は除く）

R3	名変+住変、所有権移転、根抵当権の債務者の表示変更、根抵当権の債務者の変更、分割譲渡、債権の範囲の変更、債務者の変更
R2	所有権更正、根抵当権設定、住変+住居表示実施、根抵当権の債務者の表示変更、所有権保存、共同根抵当権追加設定
H31	所有権移転（相続）、持分移転、抵当権抹消、住変、極度額の変更、所有権移転（売買）

(2) 連想パターンの修得

記述での問題の展開はある程度決まっているので、あらかじめ連想パターンとして修得しておく、「次は〇〇が起こるかな？」という連想ができるようになり、速く問題を解くことにつながる。

(3) 答練、模試で新作問題を解く

以下のメリットがある。

- ・過去問以外の「新作」問題に出会える
- ・失敗することができる
- ・連想パターンの蓄積
- ・時間切れ対策
- ・申請書以外の出題のバリエーションに慣れることができる（※）

(※) 記述式必修問題集60での取扱い

申請書以外のバリエーションの例	PU記述式必修問題集60 該当問題
本人確認情報に関する解答	問1
「仮に〇〇であった場合」の登記申請の可否等	問2、問3、問8、問11、問18、問22、問23、問28
司法書士が説明した必要な登記申請	問5
登記原因証明情報の内容を記載させる	問5
登記申請できない事項	問4、問6、問19、問25
相談・質問に対する司法書士の回答	問10、問15、問21、問29

(4) 択一の知識の精度を上げる

① 択一の基本的な知識がないと解けないので、択一の精度を上げる（過去問を8割以上正解できるくらい）。

② テキスト等の教材以外まで範囲を広げ、すべての登記研究や先例を覚えるのは不可能
→ 「この登記をしなかったら問題のバランス（※）的にどうかな？」ということを考えて解答を決める（問題の空気を読む）。

※ 解答の記載量、他の申請情報の影響など

(5) 解法の確立

問題文を正しく把握することができれば、答案構成用紙を使うか使わないか、何を書くか書かないかはどうでもいい。

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット記述式必修問題集60』(辰巳法律研究所) 『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法 ②商業登記法 (辰巳法律研究所) 『だからあなたを合格(うか)らせたい!司法書士一発合格法』 (すばる舎)
Twitter	田端恵子(司法書士/講師) @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko
YouTube	https://www.youtube.com/c/keikotabata
LINE	公式LINE「田端恵子たつみチャンネル」
ブログ	「note」 https://note.com/keikotabata

【近日開催無料ガイダンス】 ※ご視聴はタイトル右の URL もしくは QR コードよりお願いします。

『令和5年度司法書士試験断固合格!田端の合格カレンダー2023夏スタート Ver』(無料)

・YouTube LIVE 7月29日(金)

講義 18:00~19:00

質問会 19:10~19:30

<https://youtu.be/hY0xdU7wJEs>



【個別相談実施中(7月・8月)】

田端基礎講座をご受講頂いた方、お申込みを検討中の方を対象に個別相談(Zoom・電話・対面可)を実施します。事前予約制となります。

ご予約は右 URL か QR コードよりお願いします。

<https://bit.ly/3Auh4Ho>



【田端のホームページできました】

指導方針「パーフェクトユニット」のことはもちろん。司法書士試験のこと、勉強法のことについても書いています。

<https://bit.ly/3OSuMrG>

